

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 3 号
発行日 令和 2 年 3 月 2 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正 (総務課) . . . 1

- 綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正 (文化・スポーツ振興課) . . . 2

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課) . . . 3

- 令和 2 年綾部市議会 3 月定例会招集告示 (総務課) . . . 4

- 綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正 (こども支援課) . . . 5

- 公共下水道供用開始告示 (下水道課) . . . 6

○公 告

- 綾部市下水道排水設備指定業者の公表 (下水道課) . . . 8

- 公示送達 (市民・国保課) . . . 9

- 綾部市水道事業窓口業務等委託条件付一般競争入札について (上水道課) . . . 10

- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会) . . . 13

- 公示送達 (税務課) . . . 14

- 綾部農業振興地域整備計画書の変更公告 (農林課) . . . 15

- 綾部農業振興地域整備計画書の軽微変更告示 (農林課) . . . 17

- 国土調査法に基づく地籍調査事業で作成した地図及び簿冊の閲覧について (都市計画課) . . . 18

- 綾部市下水道排水設備指定業者の公表 (下水道課) . . . 19

○教育委員会告示

- 令和元年度第 1 3 回綾部市教育委員会招集告示 . . . 20

- 綾部市文化財保護に関する条例に基づく綾部市指定文化財の指定 . . . 21

○選挙管理委員会告示

- 令和 2 年 3 月定時登録における選挙人名簿登録日について . . . 22

- 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数 . . . 23

- 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数 . . . 24

- ・ 合併協議会設置協議について
投票請求に要する有権者総数
の6分の1の数

・・・25

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月20日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第8号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条・第15条関係）

公共施設	登録者区分		抽選申込期間	抽選結果確認期間	先着順予約期間
綾部市市民センター	市内	団体 個人	利用期日の属する月の2か月前の月の初日から7日まで	利用期日の属する月の2か月前の月の11日から18日まで	利用期日の属する月の2か月前の月の20日から利用期日の前日まで
	市外	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する月の2か月前の月の20日から利用期日の前日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の区分に定める期間中」を「使用する日の属する月の 2 月前の月の 2 0 日から当日まで」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第3号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年2月4日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0411-61009	昭和20年 4月 9日
平成30年 4月 1日	綾0524-52004	昭和42年12月11日
平成30年 4月 1日	綾0828-81001	昭和27年 6月10日
平成30年 4月 1日	綾0832-13002	昭和27日 1月16日
平成30年 4月 1日	綾0841-72010	昭和61年 4月30日
平成30年 4月 1日	綾0841-72010	平成29年 3月 5日
平成30年 4月 1日	綾0910-01002	昭和55年 3月10日
平成31年 3月26日	綾0910-11010	平成12年 9月12日
平成30年12月17日	綾0911-41039	平成14年 7月26日
令和元年 8月21日	綾1022-12003	平成22年 5月 3日
平成30年 4月 1日	綾1022-15041	昭和27年 7月31日
平成31年 3月22日	綾1024-61002	昭和44年 3月 7日
平成30年 4月 1日	綾1201-32050	昭和57年 8月20日

綾部市告示第 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 2 年 2 月 2 8 日
綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 1 4 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「平成 2 6 年政令第 2 1 3 号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（5）市民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市民税所得割合算額をいう。

附 則

この告示は、令和 2 年 2 月 2 5 日から施行し、改正後の綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の規定は、令和元年 1 0 月 1 日以後に発生する副食費の助成から適用する。

綾部市告示第15号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

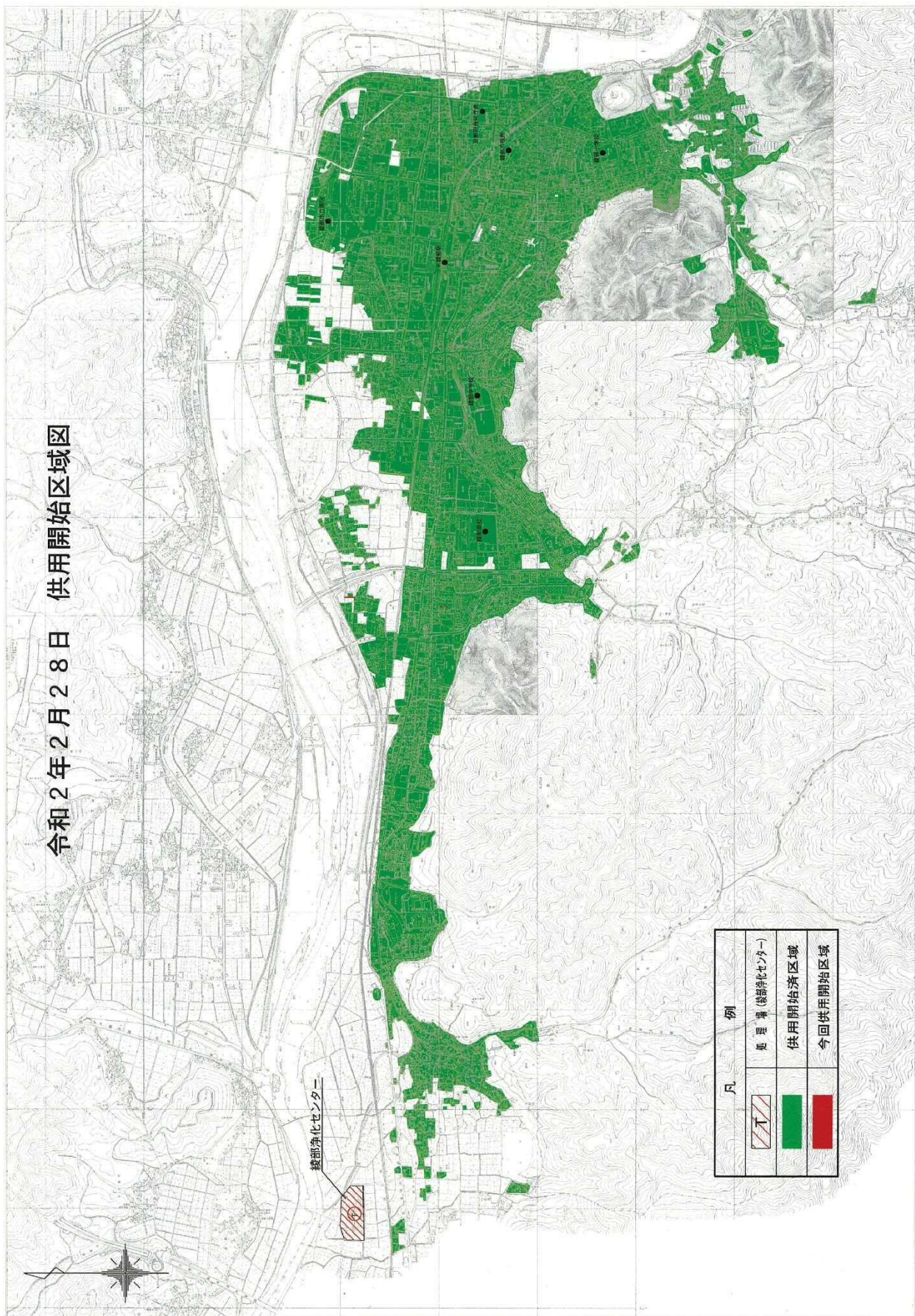
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年 2月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和2年 2月28日
- 2 下水を排除すべき区域 上延町、延町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 上延町、延町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和2年 2月28日
- 6 下水を処理すべき区域 上延町、延町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和2年2月28日 供用開始区域図



綾部市公告第6号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第2号及び第3号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

令和2年2月5日

綾部市長 山崎 善也

指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかった業者

事業所名	代表者氏名	所在地	期間満了日
中村設備	中村和也	綾部市下原町五反田65番地の1	令和元年12月31日
イズミテック(株)	泉正明	舞鶴市福来問屋町785番地の39	令和元年12月31日
昭和電機(株)	光枝和之	船井郡京丹波町本庄花ノ木15番地	令和元年12月31日
足立設備	足立均	舞鶴市字今田1219番地の1	令和元年12月31日
(株)仙賀	佐賀尉弘	亀岡市横町6番地	令和元年12月31日

綾部市公告第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年2月13日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 号

綾部市水道事業窓口業務等委託に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせします。なお、この委託の入札は紙入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 2 月 1 3 日

綾部市長 山崎 善也

1 業務概要

- (1) 業務名 綾部市水道事業窓口業務等
- (2) 業務場所 綾部市市内一円
- (3) 業務内容 別紙「綾部市水道事業窓口業務等委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 業務期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日とする。

2 参加資格要件

条件付一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 入札時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (5) 綾部市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあつては、都民税）の滞納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク、JISQ15001 など、第三者機関の審査による認証を取得していること。
- (8) 給水人口 3 万人以上の水道事業体で類似業務の受託実績があること。

3 質問事項の受付・締切・回答について

- (1) 質問締切 令和2年2月19日午後5時まで
質問は所定の様式（別添ファイルの「質問書」を使用すること）により作成し、
上水道課までFAXにて必着のこと。（0773-42-1817）
- (2) 回答期限 令和2年2月21日午後5時まで

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札・開札日時 令和2年2月25日（火）午後2時から
- (2) 入札・開札場所 綾部市上下水道部上水道課（第2浄水場会議室）

5 入札方法

入札は紙により行います。郵送は不可。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

8 入札の無効・失格

次の各号の一に該当する入札は、無効または失格とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 談合、その他不正行為をした入札
- (6) 有効な内訳書を提出しない入札
- (7) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した入札
- (8) 同一人による2以上の入札
- (9) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

9 その他

綾部市会計規則に定めるところによる。

10 問い合わせ先

綾部市上下水道部上水道課管理担当

TEL:0773-42-1815 FAX:0773-42-1817

〒623-0005 綾部市里町小南4

綾部市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和2年2月17日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和2年2月17日から令和2年3月1日まで

綾部市公告第10号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年2月25日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並びに提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 2 年 2 月 2 5 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部農業振興地域整備計画の変更案に係る住民からの意見の要旨及び当該意見の処理結果

1 意見の提出期間

令和元年12月25日（土） ～ 令和2年1月24日（金）

2 意見の要旨及び処理結果

区分	意見の要旨	意見の数	処理結果	意見の処理内容
意見なし				

※処理結果区分

- A：対応（反映）済み → 市町村整備計画の案に既に記載済みのもの
- B：対応（反映）する → 文章の修正、記述の追加など市町村整備計画に反映させたもの
- C：事業対応（検討） → 今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
- D：対応（反映）困難 → 諸般の事情により対応が困難なもの
- E：その他 → 情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの

綾部市公告第 1 2 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 2 年 2 月 2 6 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部市公告第13号

国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第17条第1項の規定により、地籍調査事業で作成した地図及び簿冊を一般の閲覧に供する。

令和2年2月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 閲覧の期間

令和2年2月27日（木）から令和2年3月27日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 閲覧の場所

綾部市役所建設部都市計画課

綾部市公告第14号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和2年3月2日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指定日
京設工業(株)	加藤友幸	京都市右京区梅ヶ畑中田町4-10	令和2年3月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
217	京設工業(株)	加藤友幸	京都市右京区梅ヶ畑中田町4-1	5

綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第13回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年2月26日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年2月27日（木）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第1号 管理職人事議案について
 - ・議第2号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車による旅行に関する規程の制定について
 - ・議第3号 綾部市適応指導教室設置規則の一部改正について
 - ・議第4号 綾部市指定文化財の指定について
 - ・議第5号 令和2年度綾部市一般会計予算について
 - ・議第6号 令和元年度綾部市一般会計補正予算（第5号）について
- 4 報告事項
 - ・卒業式・入学式の出席者等について
 - ・指導の重点について
- 5 事務連絡

綾部市教育委員会告示第3号

綾部市文化財保護に関する条例（昭和40年綾部市条例第1号）第3条の規定により、下記の1件の文化財を、綾部市指定文化財に指定する。

令和2年2月28日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

名 称	木造金剛力士立像
員 数	2 軀
種 別	彫刻
時 代	鎌倉時代
所有者	綾部市上杉町寺の迫19 宗教法人施福寺

綾部市選挙管理委員会告示第1号

令和2年3月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

選挙人名簿の登録の日 令和2年3月2日

綾部市選挙管理委員会告示第2号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

566人

綾部市選挙管理委員会告示第3号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,431人

綾部市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,716人